

小松加賀環境衛生事務組合手数料条例

平成 23 年 6 月 6 日
条 例 第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 227 条の規定による事務に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の徴収)

第 2 条 法の規定による事務で埋火葬に関する証明は、1 件につき 300 円の手数料を徴収する。

(手数料の徴収)

第 3 条 手数料は、申請時の際に徴収し、原則還付しない。

(手数料の減免)

第 4 条 管理者は前条の規定にかかわらず、公の機関から申請があるとき、又は必要と認めるときは、手数料の一部を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 5 条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成 23 年 6 月 14 日から施行する。